

# 役員・評議員等報酬に関する規程

社会福祉法人土佐あけぼの会

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人土佐あけぼの会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会外部委員に支給する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の内容)

第 2 条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会外部委員に支給する報酬は次のとおりとする。

(1) 理事会等業務遂行のため理事長の命により出務した場合、役員に対して、各年度の総額が 100,000 円の範囲内で、日額 3,000 円を支給することができる。

(2) 評議員会等業務遂行のため理事長の命により出務した場合、評議員に対して、各年度の総額が 100,000 円の範囲内で、日額 3,000 円を支給することができる。

(3) 評議員選任・解任委員会等業務遂行のため理事長の命により出務した場合、外部委員に対して、各年度の総額が 10,000 円の範囲内で、日額 3,000 円を支給することができる。

(細 則)

第 3 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、評議委員会が別に定める。

(改 正)

第 4 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 15 年 11 月 8 日から一部改正し、施行する。

附則 この規程は、平成 16 年 5 月 29 日から一部改正し、施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正し、施行する。